\bigcirc 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(令和二年内閣府令第九号) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後

欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

融商品(以下「投資信託等」という。)については、第一項の規定投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる金融商品取引法(以下「法」という。)第二条第一項第十号に掲	なければならない。。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記している。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記し	の六の二第一項第二号こ掲げる事項の記載を省略することができる始する事業年度に係る財務諸表について、新財務諸表等規則第八条	については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開る事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)への出資	5 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ず	[2~4 略]	第二条 [略]	伴う経過措置)	(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に	附則	改 正 後
融商品については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる金融商品取引法(以下「法」という。)第二条第一項第十号に掲		その旨及び当該出資の貸昔対照表計上額を生記しなければならない二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、	については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第る事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)への出資	5 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ず	[2~4 同上]	第二条 [同上]	伴う経過措置)	(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に	附則	改正前

8 7 限る。)について記載することを要しない。 同号二②に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合に 理を事業年度末に係る財務諸表から適用する場合に限る。)には、 号に掲げる事項を記載する場合(投資信託等について、一般に公正 係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三 諸表に含まれる比較情報 の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合には、当該財務 び当該金融商品の貸借対照表計上額を注記しなければならない。 げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及 諸表について、 正に伴う経過措置 のに限る。)に係るものに限る。 第六条に規定する比較情報をいい、 妥当と認められる企業会計の基準に従い、 にかかわらず、 (中間財務諸表等の用語、 投資信託等について、令和四年四月一日前に開始する事業年度に 投資信託等について、財務諸表に初めて新財務諸表等規則第八条 翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報(新財務諸表等規則 略 同号(投資信託等に係るものに限る。)に係るものに 新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲 令和四年四月一日前に開始する事業年度に係る財務 (新財務諸表等規則第六条に規定する比較 様式及び作成方法に関する規則の一部改)について記載することを要しな 同号二(2) 時価の算定に係る会計処 (投資信託等に係るも 第三条 [項を加える。 [項を加える。] には、 ばならない。 正に伴う経過措置 項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合 (中間財務諸表等の用語、 その旨及び当該金融商品の貸借対照表計上額を注記しなけれ 同上 様式及び作成方法に関する規則の一 一部改

[2 4 略]

5 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 1 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上するものを含む。)への 2 準ずる事業体(外国におけるこれのに相当するものを含む。)への 3 まま 2 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 5 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 2 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 3 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 4 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 5 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 5 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 5 中間貸借対照表計上額を 5 中間投稿に 5 中間貸借対照表計上額を 5 中間貸借対照表計上額を 5 中間貸借対照表計上額を 5 中間貸借対照表 5 中間対 5 中間貸借対照表 5 中間貸借対限表 5 中間貸借付付用 5 中間貸借付用 5 中間

6 投資信託等については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四対照表計上額を注記しなければならない。
対照表計上額を注記しなければならない。
対照表計上額を注記しなければならない。

財務諸表等規則第五条の三の二において準用する同号(投資信託等財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間の事業年度に係る財務諸表に同号に掲げる事項を記載していて、直前の事業年度に係る財務諸表に同号に掲げる事項を記載していて、関第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の則第五条の三の二において準用する場合(投資信託等について、中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規

[2 ~ 4 同上]

及び当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。 準ずる事業体(外国におけることができる。この場合には、その旨 出資については、当分の間、新中間財務諸表等規則第五条の三の二 二の二の二第一項第二号に ができる。この場合には、その目 とができる。この場合には、その目 とができる。この場合には、その目 とができる。この場合には、その目 とができる。この場合には、その目 とができる。この場合には、その目 とができる。この場合には、その目 とができる。この場合には、その目 はずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)への

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益計上額を注記しなければならない。

_項を加える。]

7

に係るものに限る。) に係るものに限る。) について記載すること

8 投資信託等に係るものに限る。)に係るものに限る。)について記り第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第五条の三の二において準用する局景二②(新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報といい、 第一項第三号に掲げる事項を記載する場合であって、直前の事業 日でいる場合に限る。)には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する場合であって、直前の事業 投資信託等に係るものに限る。)に掲げる事項の記載を省略 投資信託等に係るものに限る。)に掲がる事項の記載を省略 とであって、直前の事業

表等規 [項を加える。

改正に伴う経過措置) (四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部 載することを要しない。

する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表につら。)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期財務諸表等規則」といる事業年度に属する四半期財務諸表等の用語、様式第四条 第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式

改正に伴う経過措置)(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部

第四条 う。)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属す 財 同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期 期累計期間等」という。)に係る四半期財務諸表について適用し、 及び作成方法に関する規則 る四半期累計期間及び四半期会計期間(以下この項において「四半 日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半 務諸表については、 第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、 なお従前の例による。 。 以 下 「新四半期財務諸表等規則」とい ただし、 令和二年四月 様式

いては、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

[2 \ 4 略]

- 当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。 に準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)へに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日の出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日の出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日の出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日の出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日の出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日の出資に対していては、第一項の規定に対しなければならない。
- 6 投資信託等の四半期貸借対照表計上額を注記しなければな別所務諸表について、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項に期財務諸表について、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項に規がる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨をび当該投資信託等については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四
- 等規則第八条の二第三項に係るものに限る。)について記載するこ表等規則第四条の三に規定する比較情報をいい、新四半期財務諸表の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。等規則第八条の二第三項に掲げる事項を記載する場合(投資信託等等規則第八条の二第三項に掲げる事項を記載する場合(投資信託等

期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用する

ことができる。

2~4 同上

ばならない。
四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これ
四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これ
四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これ
四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これ

借対照表計上額を注記しなければならない。

「世ができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の四半期貸別財務諸表等規則第八条の二第三項に掲げる事項の記載を省略するのに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新四半記第二条第一項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これ。

_項を加える。]

とを要しない。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正

子・し・こ 「スゴ」

に伴う経過措置

第五条 [略]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

略

まは貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 支 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 支 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 5 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 支 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに 対照表計上額を注記しなければならない。

載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記月一日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、新 投資信託等については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四

[項を加える。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正

に伴う経過措置]

第五条 [同上]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

同上

5 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに5 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに5 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに5 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに

財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載をらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新連結証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これ

8 $7\|$ 般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、時価の算定に係 係る連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則第十五条の五の二第 る。)に係るものに限る。)について記載することを要しない。 の三に規定する比較情報をいい、 当該連結財務諸表に含まれる比較情報 第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合には、 較情報(新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいい きる。この場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比 に限る。) には、同号ニ⑵に掲げる事項の記載を省略することがで る会計処理を連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用する場合 託等の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。 (中間連結財務諸表の用語、 について記載することを要しない。 同号二②(投資信託等に係るものに限る。)に係るものに限る。 項第三号に掲げる事項を記載する場合(投資信託等について、一 投資信託等について、令和四年四月一日前に開始する事業年度に 投資信託等について、連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則 様式及び作成方法に関する規則の 同号(投資信託等に係るものに限 (新連結財務諸表規則第八条 部 [項を加える。 [項を加える。] 連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。 省略することができる。この場合には、その旨及び当該 (中間連結財務諸表の用語) 様式及び作成方法に関する規則の 金融商品

第六条

略

改正に伴う経過措置

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

5

中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他こ

5

中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他こ

第六条

同同上

改正に伴う経過措置

部

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

結貸借対照表計上額を注記しなければならない。
お貸借対照表計上額を注記しなければならない。
お中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財の出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一れに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)

等の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。 月一日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表につ がで、新中間連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載 結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載 を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託 を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託

7 用する同号(投資信託等に係るものに限る。 事項を記載している場合を除く。 比較情報をいい、 含まれる比較情報 について、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に同号に掲げる 条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合 について記載することを要しない。 |表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五 投資信託等について、 新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準 (新中間連結財務諸表規則第四条の二に規定する 中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務)には、 当該中間連結財務諸表に に係るものに限る。 (投資信託等

ばならない。

、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額を注記しなけれ第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合にはの二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項の出資については、当分の間、新中間連結財務諸表規則第十五条れに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)

借対照表計上額を注記しなければならない。 とができる。この場合には、 則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略するこ 連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規 らに準ずる有価証券を含む金融商品については、 証 券、 法第一 同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これ 条第 項 第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益 その旨及び当該 金融商品の中間連結貸 当分の間、 新中間

[項を加える。]

事項の記載を省略している場合に限る。)には、 条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合であって、 諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五 いて準用する同号ニ(2) 定する比較情報をいい、 諸表に含まれる比較情報 ている場合 前の連結会計年度に係る連結財務諸表に同号に掲げる事項を記載し に限る。)について記載することを要しない 投資信託等について、 (同号二(2) (投資信託等に係るものに限る。) に係るも (投資信託等に係るものに限る。) に掲げる 新中間連結財務諸表規則第十五条の二にお 中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務 (新中間連結財務諸表規則第四条の二に規 当該中間連結財務 直

8

[項を加える。

部改正に伴う経過措置)(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一

第七条 期間 四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、 財務諸表規則」という。)の規定は、 従前の例による。 財務諸表について適用し、 する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計 式及び作成方法に関する規則 ついては、 |年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表に (以下「四半期連結累計期間等」という。) に係る四半期連結 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、 新四半期連結財務諸表規則の規定を適用することができ ただし、 令和二年四月一 同日前に開始する連結会計年度に属する (以下この条において「新四半期連結 令和三年四月一日以後に開始 日以後に開始する連結会 なお 様

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一

部改正に伴う経過措置

第七条 期間 連結財務諸表については、 開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期 計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表に する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計 財務諸表規則」という。)の規定は、 式及び作成方法に関する規則 ついては、 係る四半期連結財務諸表について適用し、 (以下この項において「四半期連結累計期間等」という。 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の なお従前の例による。 新四半期連結財務諸表規則の規定を適用 (以下この条において「新四半期連 ただし、 令和三年四月一日以後に開始 令和二年四月一日以後に 同日前に開始する連結会 闸 語、 様

る。

[2 4 略]

- を注記しなければならない。 場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上 係る四半期連結財務諸表について、新四半期連結財務諸表規則第十 係る四半期連結財務諸表について、新四半期連結財務諸表規則第十 原る四半期連結財務諸表について、新四半期連結財務諸表規則第十 原る四半期連結財務諸表について、新四半期連結財務諸表規則第十 原る四半期連結財務諸表について、新四半期連結財務諸表規則第十
- 報をいい、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項に係るも資信託等について、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表規則第十五条の二第二項に掲げる事項を記載は財務諸表規則第十五条の二第二項に掲げる事項を記載する場合(投財資信託等について、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連を記載の資信託等について、四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結署

することができる。

[2~4 同上]

- 5 四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他 四半期連結貸借対照表計上額を
 これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。
 これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。
 の場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表則第十
 の場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他

借							8		
備考 表中の [] の記載は注記である。	要しない。	信託等に係るものに限る。)に掲げる事項について記載することを	い場合には、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項(投資	表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載していな	であって、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸	連結財務諸表規則第十五条の二第三項に掲げる事項を記載する場合	投資信託等について、四半期中間連結財務諸表に初めて新四半期	のに限る。) について記載することを要しない。	
							[項を加える。]		